

デジタルフルカラー複合機仕様書

瀬谷区市立保育園（3施設）におけるデジタルフルカラー複合機の仕様については、次の内容を満たすものとする。

1 機能

項目	仕様
形式	デスクトップ
カラー対応	フルカラー
ファーストコピータイム	8秒以下
連続複写速度	30枚以上／分（A4ヨコ）
自動原稿送り装置	自動原稿送り装置による原稿の読み取りが、連続して100枚以上できること
最大読み取り原稿サイズ	最大A3の原稿の読み取りが可能なこと
給紙トレイ	トレイは4段とし、手差し印刷が可能なこと。 また、それぞれ最大A3まで対応可能のこと。
大きさ（幅×奥）	600mm×710mm以内（本体のみ）
使用電源	100V 15A 50/60Hz 共通
複合機器	プリンター・スキャナー・FAX機能を有すること。
仕分け機能	本体内で、コピー・プリンターとFAXの機能ごとに仕分けが可能なこと。
ネットワーク機能	イーサネット（100BASE-TX）を標準装備し、TCP/IPに対応可能のこと。

2 納入等に関する条件

(1) 納入場所

別紙一覧のとおり

(2) 納入期限

令和6年4月1日

(3) 納入場所への物品の運搬、搬入及び設置等に関する費用は、すべて賃貸人の負担において行うものとする。

(4) 納入機器の庇護

納入後、3か月以内に賃借人の責に帰さない事由により、機器及びソフトウェアに障害が発生、または発見された場合、賃貸人の負担において機器の無償交換等の必要な措置を行うものとする。

(5) 予定借入期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(6) 保守・メンテナンス

次の条件全てを満たす体制がとれること。

なお、保守・メンテナンスについては、賃貸借（リース）契約締結後、横浜市契約規則及び横浜市契約事務委任規則に基づき、契約対象物品のメーカー若しくは直系代理店、又はメーカー若しくは直系代理店が責任を持って指定する代理店と、瀬谷区長との間で、保守及び消耗品供給契約を締結する。

ア 時間

修理や点検の要請を受けた場合、当日（月曜日から金曜日の9時から17時）に保守メンテナンスのため、要員を派遣し、修理等の対応が可能であること。

イ サービス会社

別紙一覧表の全ての保育所に対して、同一のサービス会社が保守メンテナンスを行うこと

ウ 遠隔管理診断システム

故障時自動通報、カウンター自動検針

遠隔管理診断を採用しない場合は、故障の連絡が無くとも月1回以上の頻度で保育所を巡回し、カウンター検針や機械の点検を行うこと

(7) 搬入設置

契約決定後、搬入設置の日時については、事前に本市と調整し、令和6年4月1日に正常に稼働できるように設置すること。また、契約期間終了後は速やかに撤去すること。

ア 設置までに行う事項

- (ア) 各保育所に納入する複合機のイーサネットアドレス（MACアドレス）を事前取得し、本市へ一覧で提出すること（設置日当日は不可）。
- (イ) 各保育所に対する設置日に関しては、事前に設置希望日を明記した一覧表を本市に提出の上、本市と調整を行い決定すること。

イ 設置時の注意事項

- (ア) 設置日よりプリンター及びスキャナ機能が使用できる環境を整えること。
(パソコン等周辺機器の設定を含む)
- (イ) プリンター及びスキャナ機能の設定に関しては、各保育所均一に行うこと。
- (ウ) スキャナ機能の方法に関して、複合機のハードディスクに情報を残さない方法で設定を行うこと。

- (エ) 設置の際は、保育園長に対し、使用方法を懇切丁寧に説明すること。

使用方法の説明については、賃貸借（リース）対象物品のメーカー又は代理店等が行うこととしても良いが、その場合は、責任を持って日程調整や説明者の確保等を行い、円滑に保育所が使用開始できるようにすること。

(8) 機密の保持

ア 賃貸人は、知り得た本市の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用しないこと。契約期間満了後も同様とする。

イ 賃貸人は、契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏洩の可能性がある場合は、自らの費用負担において、本市の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により本市に報告すること。

ウ 賃貸人は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により本市に報告すること。

様式 1

借入（リース）物品仕様書

1 品名及び数量

品 名	型 番	定 価	数 量	価 格(定価×数量)
デジタルフルカラー複合機	<input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	RICOH IM C3010F	3	
給紙テーブル	<input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PB3320	3	
インナーシフトトレイ	<input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	SH3090	3	
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
合 計				

※ 設置・調整業務を 含む。 含まない。

2 物品納入期限（物件の引渡） 令和 6 年 4 月 1 日

3 貸貸借期間（本年度分） 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 総貸貸借期間
及び最終日 期 間 5 年間
最終日 令和 11 年 3 月 31 日

5 物品保管場所 所在地 別紙一覧表のとおり
名 称 別紙一覧表のとおり
電 話 別紙一覧表のとおり

6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 貸借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、毎月後払いとする。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

7 発注局課

所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地 電話 367-5697

F A X 367-2943

こども家庭支援課 担当者 山口

物品保管場所（瀬谷区市立保育所）一覧

所在地	名 称	電 話
瀬谷区瀬谷3-18-2	瀬谷第二保育園	302-8122
瀬谷区中屋敷2-29-2	中屋敷保育園	301-5808
瀬谷区二ツ橋町527-2	二ツ橋保育園	366-5997